

令和7年度

竹田市元気づくり支援事業募集要項

上記事業には予算に限りがあるので、申請をしたい団体は事前申込書を提出ください。
対象となる事業者には、事前査定による内示の通知を送付します。

補助の対象となる団体

自治会及び公共的な活動を営む団体等

補助の対象とする事業

対象事業は、地域の元気づくりを目指した持続効果のある事業で、次に掲げる内容のもの

- ①地域振興や観光PR等のためのイベント
- ②地域による地域のための活動及びそれに資する事業
- ③地域の伝統文化を守るための事業
- ④地域の安心・安全に資する事業
- ⑤その他地域の活力維持や活性化に資する事業



他の補助事業等で実施できるものについては対象外となります。

補助率及び金額

補助対象経費の1／2以内。公共性が特に高いと認められる事業及び地域の活性化を図るため特に必要と認める事業については10／10以内。

事業期間

補助金交付決定通知の日から令和8年3月31日まで

補助対象経費・対象外経費

補助金の交付対象となる経費は、事業に要する経費のうち次に掲げる経費を除いた経費

- ①団体の運営に係る恒常的な経費
- ②事業効果に相応な事業費を超える経費など必要性が低いと判断される経費
- ③弁当やお茶等飲食費(ただし、郷土料理の提供等が主たる事業である場合は対象とする)
- ④景品代や個人の所有になるものの購入費
- ⑤基金等への積立



事業収益等の収入が見込まれる場合は、補助対象経費より当該収入額を控除します。

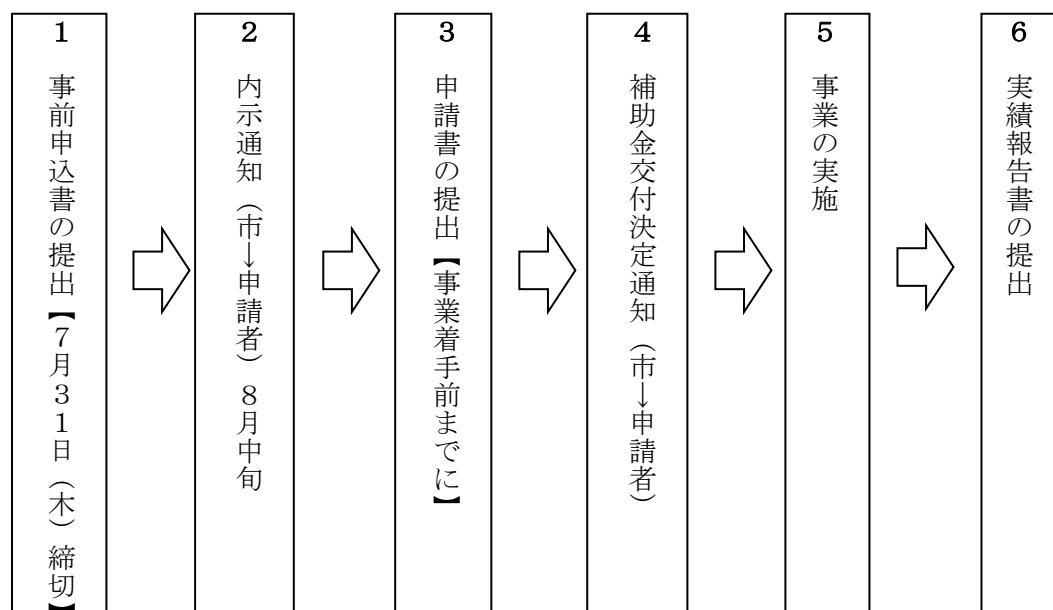
事前申込書の提出

- (1) 申込期間：令和7年7月1日（火）から令和7年7月31日（木）まで
- (2) 申込書類：事前申込書
予算書（案）又は前年決算書類
- (3) 提出先：市役所総合政策課（市役所2階）または各支所へ提出して下さい。

補助金の交付申請

- (1) 申請書：内示通知後～事業着手前までに
- (2) 申請書類：
 - ① 竹田市元気づくり支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
 - ② 事業計画書（任意様式）
 - ③ 収支予算書
 - ④ 補助事業施行後の効果説明書（任意様式）
 - ⑤ 公簿等確認に関する同意書（別紙様式）
 - ⑥ 誓約書（別紙様式）
- (3) 提出先：市役所総合政策課（市役所2階）または各支所へ提出して下さい。

スケジュール（申請から実績までの流



問い合わせ先：竹田地域…総合政策課	TEL63-4801
荻地域…荻支所	TEL68-2211
久住地域…久住支所	TEL76-1111
直入地域…直入支所	TEL75-2211